

「認定こども園だいいち整備事業設計業務」公募型プロポーザル競技に係る質問書に対する回答

2回目回答:令和7年1月15日  
(1回目:1月10日)

質問受付日	質問回答日	質問事項	質問内容	回答
1 R7.1.10	R7.1.10	実施要領 「参加資格」	参加資格「(2)建設コンサルタント業務について、令和6年度小松市の競争入札参加有資格者であること。」について、令和6年度の参加資格をもっていないのですが、年度の途中から参加資格を取得することは可能でしょうか。 可能な場合、手続きに必要な期間を踏まえ、「参加表明書」提出期限の1月27日までに参加資格を有することは可能でしょうか。	プロポーザルへの参加に必要な小松市の競争入札参加資格に関することは、本市の管財課へ電話でお問合せください(電話番号:0761-24-8025)。
2 R7.1.10	R7.1.10	実施要領 「現地見学会」	現段階で令和6年度小松市の競争入札参加有資格者でない場合でも、現地見学会への参加は可能でしょうか。	プロポーザルへの参加を予定・検討中であればご参加ください。なお、見学会への参加は任意ですが、参加希望の場合は「現地見学会参加申込書」を期限までに提出してください。
3 R7.1.10	R7.1.15	実施要領 「参加資格」	協力事務所について、「構造設計、設備設計、積算に関する協力事務所については、事務所所在地の制限を設けない。」と記載がありますが、意匠設計の協力事務所(総括責任者及び意匠担当技術者とならない)は事務所所在地の制限があるのでしょうか。制限がある場合、どのような制限があるのでしょうか。	意匠業務は、再委託できません。(意匠設計について協力事務所を加えることができません。)
4 R7.1.10	R7.1.15	実施要領 「参加資格」	小松市の競争入札参加者名簿(建設コンサルタント等業務)への登録は、提案者のみにかかる要件でしょうか。協力事務所も登録が必要でしょうか。	競争入札参加有資格者は、提案者のみにかかる要件です。
5 R7.1.10	R7.1.10	実施要領 「参加資格」	現時点で小松市の競争入札参加者名簿に(建設コンサルタント等業務)未登録ですが、どの時点で登録が必要でしょうか。参加表明書提出時でしょうか。企画提案書提出日でもよろしいでしょうか。	参加表明書提出時です。
6 R7.1.14	R7.1.15	実施要領 「参加資格」	本件参加に際し、他の意匠設計事務所との設計共同体としての参加は可能でしょうか? また、その際にそれぞれの設計事務所に対する参加条件等はございますでしょうか?(それぞれが令和6年度小松市の競争入札参加有資格者である必要があるなど)	本プロポーザルでは、設計共同体での参加は想定しておりません。
7 R7.1.14	R7.1.15	実施要領 「参加資格」	「本件に参加することができる者は、単体企業とし、」とありますが、県内事業者が主となって、県外事業者とJV設計共同体として参加することは可能でしょうか。	質問No.6的回答を参照ください。